

環境アセスメントに係るお知らせ

令和3年3月30日

川崎市

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき、向ヶ丘遊園跡地利用計画に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都渋谷区代々木二丁目28番12号 小田急電鉄株式会社 代表取締役 星野 晃司
	指定開発行為の名称	向ヶ丘遊園跡地利用計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第1種行為） 商業施設の新設（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市多摩区长尾二丁目342番21号 他
	指定開発行為の目的	商業施設、温浴施設、自然体験施設等の新設
	指定開発行為の内容	開発面積：約162,400㎡ 建築面積：約17,100㎡ 延べ面積：約17,700㎡
	指定開発行為の施行期間	令和3年10月～令和5年10月
	環境影響評価の 手続経過	平成30年12月17日 指定開発行為実施届出 平成30年12月25日 条例環境影響評価方法書公告 令和2年2月17日 条例環境影響評価準備書公告 令和2年7月17日 条例見解書公告 令和2年11月30日 条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧場所	多摩区役所、宮前区役所 宮前区役所向丘出張所 及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）
	縦覧期間及び時間	期 間：令和3年3月30日（火）～令和3年4月28日（水） 土曜日、日曜日は除く。ただし、宮前区役所は第2・第4土曜日の 午前8時30分から午後0時30分まで縦覧を行います。 上記期間中、本市ホームページにて当該条例評価書の内容を御覧になれます。 https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
	問合せ先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室 電話番号：044-200-2156